浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　市長は、交通空白地域において、生活交通の確保対策の一環としてNPO法人等が行う交通空白地有償運送の円滑な導入及び運行を図るため、予算の範囲内において浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。 以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、「交通空白地有償運送」とは、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第７９条の規定により運行する同法第７８条第２号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号。以下「法規則」という。）第４９条第１号に規定する運送をいう。

２　この要綱において「NPO法人等」とは、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人又は法規則第４８条に規定する者をいう。

（補助事業者）

第３条　補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) NPO法人等であること。

(2) 市税を完納していること。

(3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあっては、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前３号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

（補助事業）

 第４条　補助の対象となる事業は、別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

　(1) 補助事業の実施の全部を第三者に委託する事業

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業

(3) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業

(4) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表に掲げる補助率及び補助金額とする。

（交付の申請）

第６条　初度開設事業、車両取得事業、設備更新事業の補助金の交付を申請しようとするＮＰＯ法人等は、別表に掲げる補助金交付申請書（第１－１号様式）及び提出資料を同表に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。

２　運行事業の補助金の交付を申請しようとするNPO法人等は、別表に掲げる補助金交付申請書兼実績報告書（第１－２号様式）及び提出資料を同表に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。

３　運行活性化支援事業の補助金の交付を申請しようとするNPO法人等は、別表に掲げる補助金交付申請書兼実績報告書（第１－３号様式）及び提出資料を同表に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び条件）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、初度開設事業、車両取得事業、設備更新事業にあっては、補助金交付決定通知書（第５－１号様式）により通知するものとする。

２　市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、運行事業、運行活性化支援事業にあっては補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（第５－２号様式）を補助金の交付申請者に通知するものとする。

３　前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。

(2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。

(5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。

 (6) 補助金の交付を受けた日から５年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。

(7) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。

(8) 第１４条第１項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第４項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第１８条の２の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。

(9) 第１４条第４項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。

(10)　初度開設事業においては以下のアからキ、車両取得事業、設備更新事業においてはイからキ、運行事業においてはオからカ、運行活性化支援事業においてはウからカに掲げるものとする。

　 ア 補助金の交付決定を受けた日から起算して１年以内に、運行事業を開始しなければならない。

イ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、補助事業の遂行が困難となった場合、補助事業を中止又は廃止する場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

 ウ 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている耐用年数等に相当する期間内は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、劣化が激しい場合や安全性を脅かす可能性がある場合及び、要綱第１４条に基づき補助金の返還をした場合は、この限りではない。

エ 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

オ 浜松市交通空白地有償運送ガイドラインに沿った業務の遂行を行うと共に、効率的な運行に努めなければならない。

カ 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、５年間保管しなければならない。

キ 補助金の交付を受けた年度終了後５年間は、交通空白地有償運送の継続に努めなければならない。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

４　市長は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、規則第７条第２項の規定によりその旨を記した補助金不交付決定通知書（第６号様式）を補助金の交付申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第８条　補助事業者は、次に掲げる事項に加え、前条第１項の決定を受けた補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(1) 車庫の所在地の変更

(2) 事業費において、申請時から補助金の額に変更があった場合

２　前項の承認の申請は、補助金変更等申請書（第７号様式）に事業詳細（第２号様式）を添付し、行わなければならない。

３ 市長は、第１項の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に対し、補助金変更交付決定通知書（第８号様式）により通知するものとする。

（財産の管理等）

第９条　補助事業者は、規則第１９条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、次条第２項で定める期間保管しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第１０条　この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

２　財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して市長が定める期間とする。

（補助事業の実績報告）

第１１条　第５条の規定に係る補助事業者は、規則第１３条の規定により事業完了の日から１ヵ月以内または当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、実績報告書（第９号様式）、事業詳細（第２号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

（１） 車両及び車両装備購入

　　　　ア　契約書又は注文書の写し

　　　　イ　領収書の写し

　　　　ウ　完了写真

　　　　エ　自動車登録事項等証明書の写し

　　　　オ　その他市長が求める書類

（２） 車庫整備

　　 ア　契約書又は注文書の写し

　 　イ　領収書の写し

　 　ウ　完了写真

エ　その他市長が求める書類

（３） 通信関連機器整備及びその他

　 　 ア　領収書の写し

　　 　イ　完了写真

ウ　その他市長が求める書類

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

２ 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者に対し、補助金交付確定通知書（第１０号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第１３条　前条第２項の補助金交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長が定める時期までに、市長に対し、請求書（第１１－１、１１－２号様式）により補助金を請求することができる。

（交付決定の取消し等）

第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第７条第１項、第２項及び第８条第３項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

 (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 第３条第２項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

２ 第１項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　市長は、NPO法人等が止む得ない理由により第７条第３項第１０号のキに定められた期間内に事業を廃止したとき、補助金により取得又は増加した財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている期間内の場合、その残存年数に相当する補助金の一部を返還することを命ずることができる。

４　市長は、第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

５　市長は、第１項の規定よる交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（第１２号様式）により通知するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第１５条　補助事業者は、前条第３項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第１８条の２第１項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２第４項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

３　市長は、補助事業者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

（公表）

第１６条　市長は、補助事業の概要その他第１条の目的を達成するために必要な事項を公表することができる。

 （その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度から令和８年度までに交付する補助金について適用する。

２　この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度から令和８年度までに交付する補助金について適用する。

別表（第４条、第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 補助対象事業者 | 申請書及び提出様式 | 提出期限 | 補助対象事業 | 補助率及び補助金額 |
| 、 | 新たに又は新たな地域で交通空白地有償運送を実施するNPO法人等 | ・第１－１号様式・第２号様式・第３号様式・申請者が営む事業概要が記載されたもの・市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第１３号様式） | 事業開始の１ヶ月前又は補助金の交付を受けようとする会計年度の12月末日 | ・車庫整備交通空白地有償運送の用に供する車両の車庫の整備に要する経費（用地費を除く。)・通信関連機器設備交通空白地有償運送の用に供する通信関連機器の購入に要する経費・その他　　交通空白地有償運送の用に供するその他の諸経費 | 経費の２分の１以内の額(上限80万円) |
| 車両取得事業 | 新たに交通空白地有償運送を実施する又は既に実施しているNPO法人等 | 補助金の交付を受けようとする会計年度の12月末日 | 交通空白地有償運送の用に供する車両及び車両装備の購入に要する経費 | 経費の２分の１以内の額(上限270万円かつ1台135万円） |
| 設備更新事業 | 交通空白地有償運送を既に実施しているNPO法人等 | ・車庫整備交通空白地有償運送の用に供する車両の車庫の整備に要する経費（用地費を除く。)・通信関連機器設備交通空白地有償運送の用に供する通信関連機器の購入に要する経費・その他　　交通空白地有償運送の用に供するその他の諸経費 | 設備を更新又は追加するのに要する費用の２分の１以内の額（上限80万円） |
| 運行事業 | ・第１－２号様式・第４号様式・申請者が営む事業概要が記載されたもの・市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第１３号様式） | 補助金の交付を受けようとする会計年度の９月末日 | 補助金の交付を受けようとする前年度の交通空白地有償運送に要する経費 | 欠損額の２分の１以内の額(上限100万円） |
| 運行活性化支援事業 | ICT導入実証運行を行うNPO法人 | ・第１－３号様式・第４号様式・その他参考となる資料・市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第１３号様式） | 補助金の交付を受けようとする会計年度の９月末日 | 補助金の交付を受けようとする前年度のICT機器の導入に要した下記に示す準備経費および管理経費・システム機器リース料・初期及びサポート費用・操作等に関する研修費用・その他、準備及び管理に要する市長が認めた経費 | 補助対象経費の１０分の１０以内 |

（注）１　補助金額に端数が出た場合は千円未満切捨とする。

　　　２　補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

　　　　　また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入れ控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、第１４号様式に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

第１－１号様式（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

あて先　浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

申請者　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付申請書

 (　初度開設事業/車両取得事業/設備更新事業　)

令和　　年度において、浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第４条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　交通空白地有償運送事業の概要

(1)目的

(2)運送の区域

(3)年間利用人数（初度開設事業においては見込み数）

(4)開始予定年月日

２　交付を受けようとする補助金の額

３　補助事業の実施予定時期

(1)開始予定年月日

　(2)完了予定年月日

４　市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

　　□　浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第３条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

５　暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

□　浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1)次に掲げる者のいずれにも該当しません。

・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

・暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

・暴力団員等と密接な関係を有する者

・（法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(2)浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

第１－２号様式（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

あて先　浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

申請者　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

 (　運行事業　)

令和　　年度において、浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第４条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、浜松市補助金交付規則第１３条の規定により実績報告します。

記

１　交通空白地有償運送事業の概要

(1)目的

(2)運送の区域

(3)年間利用人数

(4)開始年月日

２　交付を受けようとする補助金の額

３　補助事業の実施予定時期

(1)開始年月日

　(2)完了年月日

４　市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

　　□　浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第３条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

５　暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

□　浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（１）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

・暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

・暴力団員等と密接な関係を有する者

・（法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（２）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

第１－３号様式（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

あて先　浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

申請者　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書

 (　運行活性化支援事業　)

令和　　年度において、浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第４条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、浜松市補助金交付規則第１３条の規定により実績報告します。

記

１　交付を受けようとする補助金の額

２　補助事業の実施時期

(1)開始年月日

　(2)完了年月日

３　市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

　　□　浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第３条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

４　暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

□　浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（１）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

・暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

・暴力団員等と密接な関係を有する者

・（法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（２）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

第２号様式（第６条、第８条、第１１条関係）

　事業詳細（　当初計画　／　変更計画　／　実績　）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業詳細 | １）車両及び車両装備購入 |
| 購入車両台数 | 台 | 台 | 台 |
| 種　別※ | 軽　　普通　 | 軽　　普通　 | 軽　　普通　 |
| 車　種 |  |  |  |
| 排気量 | cc | cc | cc |
| 乗車定員 | 人 | 人 | 人 |
| 年　式 | 新　車　中古車（　　年式） | 新　車　中古車（　　年式） | 新　車　中古車（　　年式） |
| 購入予定年月 | 年　　　月　 | 年　　　月 | 年　　　月 |
| 主な設備内容 |  |  |  |
| 購入経費 | 円 | 円 | 円 |
| 事業費小計（a） | 円 |
| ２）車庫整備 |
| 所在地 |  |
| 整備内容 | （規模及び構造、面積、駐車台数等） |
| 整備予定年月 | 年　　　月 |
| 　事業費計（b） | 円 |
| ３）通信関連機器整備 |
| 購入内容 | 品　　名 | 数量 | 購入経費 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
| 事業費計（c） | 円 |
| ４）その他事業 |
| 事業内容 | 品　　名 | 数量 | 経　　費 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
| 事業費計（d） | 円 |
| 事業費合計(a～d) （Ａ） | 円 |  |
| 算出根拠 | 補助率（Ｂ） | １／２ |  |
| Ａ×Ｂ（Ｃ） | 円 | （千円未満切捨て） |
| 寄付金等（D） | 円 |  |
| Ａ－D（E） | 円 | （千円未満切捨て） |
| 補助金交付申請額(Ｃ又はＥのいずれか少ない額） | 円 |

第３号様式（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

あて先　浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

誓約書

　当法人は、浜松市　　　地域における交通空白地有償運送事業を、下記のとおり行うことを誓約いたします。また、浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱に違反した場合は、浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第１３条に基づく市長の命令に従い、補助金を返還いたします。

記

１　補助金の交付を受けた日から１年以内に、交通空白地有償運送を開始する。

２　補助金の交付を受けた年度終了後３年間は、交通空白地有償運送の継続に努める。

第４号様式（第６条関係）

交通空白地有償運送支援事業　補助対象事業実績収支計算書

（収入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金　額 | 備　考（根拠） |
| 事業収入 | 円 |  |
| 会費収入 | 円 |  |
| 寄付金 | 円 |  |
| 雑収入 | 円 |  |
| その他 | 円 |  |
| 合　計（A） | 円 |  |

（支出）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 金　額 | 備　考(根拠) |
| 人件費 | 円 |  |
| 燃料油脂費 | 円 |  |
| 電話使用料 | 円 |  |
| 賃借料 | 円 |  |
| 保険料(損害保険) | 円 |  |
| 備品等購入費 | 円 |  |
| 研修費 | 円 |  |
| 旅費等 | 円 |  |
| 租税公課費 | 円 |  |
| その他　１ | 円 |  |
| その他　２ | 円 |  |
| 合　計（B） | 円 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 差引額（A）－（B） |  |

第５－１号様式（第７条関係）

浜松市指令　　第　　号

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

浜松市長

浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付決定通知書

(　初度開設事業/車両取得事業/設備更新事業　)

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった令和　　年度浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、浜松市補助金交付規則第７条の規定に基づき通知します。

記

補助金の額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

（交付の条件）

１．浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第７条を遵守すること。

２．補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

３．規則第１７号第１項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

　　　　４．補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第５－２号様式（第７条関係）

浜松市指令　　第　　号

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

浜松市長

浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

(　運行事業/運行活性化支援事業　)

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった令和　　年度浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金について、下記のとおり交付決定及び交付確定しましたので、浜松市補助金交付規則第７条及び第１４条の規定に基づき通知します。

記

補助金の額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

（交付の条件）

１．浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第７条を遵守すること。

２．補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

３．規則第１７号第１項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

　　４．補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を

納付しない場合、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金につい

てその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第６号様式（第７条関係）

浜松市指令　　第　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

浜松市長

浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金不交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のありました令和　　年度浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金について、下記の理由により、却下することを浜松市補助金交付規則第７条の規定に基づき通知します。

記

【理由】

第７号様式（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

あて先　浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

申請者　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金変更等申請書

　令和　　年　　月　　日付け浜松市指令　　第　　号により交付決定通知を受けた令和　　年　　度浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金について、浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　変更内容の申請　(第３号様式による)

|  |  |
| --- | --- |
|  | 変　更　事　項 |
| 変　更　前 |  |
| 変　更　後 |  |

２　補助事業の中止

　　(理　由)

第８号様式（第８条関係）

浜松市指令　　　第　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浜松市長　　　　　　　　　印

浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金変更交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付第　　　号をもって申請のあった令和　　年度浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金については、浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第８条第３項の規定により、下記のとおり補助金を変更交付することに決定したので、浜松市補助金交付規則（以下、「規則」という。）第７条第１項の規定により通知する。

記

１　変更後の補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付の条件は、浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第７条第３項のとおりとする。

第９号様式（第１１条関係）

令和　　年　　月　　日

あて先　浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

申請者　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金実績報告書

(　初度開設事業/車両取得事業/設備更新事業　)

令和　　年　　月　　日付け浜松市指令　　第　　号により交付決定通知を受けた令和　　年度浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第１３条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

【補助事業の完了年月日】

第１０号様式（第１２条関係）

浜　都　交　　第　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

浜松市長

浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付確定通知書

(　初度開設事業/車両取得事業/設備更新事業　)

　令和　　年　　月　　日付けで報告のありました令和　　年度浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金実績報告書を審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜松市補助金交付規則第１４条の規定に基づき通知します。

記

補助金の額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

第１１－１号様式（第１３条関係）

令和　　年　　月　　日

あて先　浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

申請者　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付請求書

（初度開設事業／車両取得事業／設備更新事業）

　　　令和　　年　　月　　日付け浜都交　　第　　号により補助金交付確定通知のあった令和　　年度浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金について、浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第１３条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

【支払先】

　　口座名義

　　金融機関名

　　口座種別（　普通　/　当座　）

　　口座番号

第１１－２号様式（第１３条関係）

令和　　年　　月　　日

あて先　浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

申請者　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付請求書

（運行事業／運行活性化支援事業）

　　　令和　　年　　月　　日付け浜松市指令　　第　　号により補助金交付決定通知兼交付確定通知のあった令和　　年度浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金について、浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第１３条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |

【支払先】

　　口座名義

　　金融機関名

　　口座種別（　普通　/　当座　）

　　口座番号

第１２号様式（第１４条関係）

浜松市指令　　第　　号

　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　様

浜松市長　　　　　　　　　　印

補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

　令和　年　月　日付浜松市指令　　第　号による令和　年度浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金の交付の決定（以下「本件決定」という。）（の一部）を、次のとおり、浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「市交付規則」という。）第１７条第１項に基づき取り消すとともに、市交付規則第１８条第１項に基づき返還を命じます。

１　交付決定の取消し及び返還命令額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金名 | 交付決定（確定）額 | 取消し及び返還命令額 |
| 浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金 | 円 | 円 |

２　取消しをする根拠及び理由

本件決定を受けた浜松市交通空白地有償運送支援事業（補助事業）について、令和　年月　日の期限までに当該補助事業の事業計画に記載された「　」が実施されておらず、浜松市交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱（令和６年４月１日施行。以下「市交付要綱」という。）第　条第　項に定める補助対象事業の要件に違反し、浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「市交付規則」という。）第１７条第１項第２号に定める「補助金の交付の決定の内容（中略）に違反したとき」に該当するため。

３　補助金返還、加算金及び延滞金

（１）市交付規則第１８条第１項により、交付決定を取り消された場合は、既に交付された補助金を返還しなければならないとされています。別途発行する納入通知書により納付してください。

（２）市交付規則第１８条の２第１項により、交付決定取消額とは別に加算金（補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年１０.９５パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。

（３）補助金返還額が納期日までに納付されないときは、市交付規則第１８条の２第４項により、遅延損害金（納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年１０.９５パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。

（４）なお、加算金及び遅延損害金は交付決定の取消額が納付された後、改めて請求します。

担当

電話

第１３号様式（第６条関係）

　　　年　　月　　日

あて先　浜松市長

市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書

申請者の所在地

名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

特別徴収を実施していない理由は下記のとおりです。

なお、下記の理由に該当しなくなった場合は遅延なく特別徴収への切替の申請をいたします。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 特別徴収を実施していない理由 | 対象者氏名 | 生年月日 |
| 1 | 給与が少なく税額が引けない |  |  |
| 2 | 給与の支払が不定期 |  |  |
| 3 | 乙欄給与　又は他事業所で特別徴収されている |  |  |
| 4 | 事業専従者（個人事業所のみ該当） |  |  |
| 5 | 上記1～4に該当しない総従業員数が2人以下 |  |  |
| 6 | その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |

|  |
| --- |
| 所管課記入欄 |
| 上記記載内容について確認をお願いします。 | 担当者名 | 電話番号 |
|  |  |
| 市民税課確認欄 |
| 上記記載内容に誤りはありません。 | 担当者名 | 電話番号 |
|  |  |

第１４号様式

令和　　年　　月　　日

あて先　浜松市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

申請者　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

消費税の額の確定に伴う報告書

　　　令和　　年　　月　　日付け浜松市指令　　第　　号により補助金交付確定通知を受けた浜松市交通空白地有償運送支援事業補助金に係る補助対象事業の消費税について以下のとおり報告します。

１　補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金の額のうち消費税相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　２のうち仕入控除の対象とならなかった額　　　　　　　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（２の額から３の額を差し引いた額）　　　　　　　　円

注）別紙として確定申告書等を添付することとする。